

高 情 審 答 申 第 1 号

平成 2 1 年 5 月 1 9 日

高松市議会議長 大橋 光政 殿

高松市情報公開審査会

会長 藤 本 邦 人

行政文書の非公開決定に関する異議申立てについて（答申）

平成 1 8 年 6 月 1 日付け高市議議第 3 5 号により諮問のあった事案について、
次のとおり答申いたします。

1 審査会の結論

実施機関（高松市議会をいう。以下同じ。）が公開，一部公開および非公開（行政文書不存在を含む。）とした処分は相当であり，本件異議申立てを棄却すべきである。

なお，「社会福祉法人の役員および評議員の履歴書中の当人の氏名・現職」，「社会福祉法人の資金収支決算内訳表，事業活動収支内訳表および収支計算書」および「社会福祉施設整備等に係る国庫補助協議を行う整備計画の内定について（決裁）中の特別養護老人ホーム施設長（苑長）の氏名」については，平成 2 0 年 1 2 月 2 5 日付け高情審答申第 5 6 号および第 5 7 号に基づく決定により，「不動産登記簿謄本上の所有者の住所・氏名」については，平成 2 1 年 3 月 3 0 日付け高情審答申第 6 4 号に基づく決定により，既に異議申立人に公開されており，当該部分に係る異議申立てについては，その利益が無いため却下相当である。

2 公開請求の内容および異議申立てに至る経過

異議申立人が実施機関に公開請求した行政文書の内容，それに対する実施機関の決定および異議申立ての経過は次のとおりである。

【高市議議第35号の諮問に係るもの】

- (1) 高松さんさん荘に関する百条委員会に提出された一切の文書その他の資料
- (2) 高松さんさん荘に関する百条委員会の一切の議事録及び議事の様子を収録した一切の録音テープ・ビデオテープの全部

平成18年5月11日：請求人からの公開請求を受付

平成18年5月25日：実施機関が公開，一部公開および非公開（行政文書不存在を含む。）の決定

平成18年5月29日：請求人からの異議申立書を受付

3 異議申立ての理由

異議申立人の主張は，次のとおりである。

- (1) 本件処分は，高松市情報公開条例（平成12年高松市条例第39号。以下「条例」という。）の解釈・適用を誤った違法な処分であり，本件処分を取り消し，全部公開をすべきである。
- (2) 本件「決定通知書」に記載している「公開しない理由」は，条例の非公開事由に該当しない。
- (3) 本件「決定通知書」の「公開しない理由」には，適法に処分理由が明示されていないので，高松市行政手続条例8条に違反し，本件処分は無効である。

4 実施機関が非公開とした理由（却下相当内容除く。）

実施機関が非公開理由書において主張している本件処分の理由は，概ね次のとおりである。

本件公開請求当時，本市においては，社会福祉法人を事業主体とする老人福祉施設の整備について，国庫補助による間接補助事業等とし，施設の量的

充実を図っていた。また、特別養護老人ホームの整備については、老人福祉法に基づく高松市高齢者保健福祉計画で定める整備目標量に沿うよう、特別養護老人ホーム入所希望者で施設が満床のため入所できない待機者の人数等を勘案の上、各年度において整備枠を設定し、整備希望法人を公募により募集し計画的に実施してきた。なお、補助事業対象施設の選定にあたっては、「社会福祉法人の認可等の適正化並びに社会福祉法人及び社会福祉施設に対する指導監督の徹底について」（平成13年7月23日付け雇児発第488号・社援発第1275号・老発第274号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長ほか2局長通知）において、各法人の作成した施設整備計画の審査等を行うこととされていることから、所管課において作成した評価基準により、当該整備計画の内容を評価し、それを「高松市社会福祉施設整備等審査会」にて審査している。選定された事業については、補助事業に係る交付申請等の手続を行い、施設等整備完了後、法人からの実績報告に基づき、書類審査および補助対象施設等の技術的な検査を経て、基準により算定した補助金を交付し事業完了となる。

本件公開請求の対象となった社会福祉法人燦々会を事業主体とする特別養護老人ホーム高松さんさん荘の施設整備は、平成14年4月1日現在における本市の入所待機者数に基づき、その早期解消を図るため、国の平成14年度補正予算による国庫補助対象事業での整備としたものである。なお、当該施設は、平成16年4月の施設開所により、施設入所者等の福祉の向上が図られたことから、補助目的は達成されている。

また、百条委員会については、地方自治法（昭和22年法律第67号）100条の規定に基づき、議会に与えられた調査権を持つ調査特別委員会であり、地方公共団体の事務に関し不正の疑いがある場合に、議会の議決により委任を受け、事実を究明するために設置（地方自治法110条）されるものであり、委員会は、選挙人その他の関係人の出頭および証言ならびに記録の提出を請求することができる。

本件公開請求に係る百条委員会については、特別養護老人ホーム「高松さんさん荘」に関し、平成18年2月に、前高松市議会議員と社会福祉法人燦々会の前理事長が贈賄容疑で、また、本市元助役が収賄容疑で逮捕され、

3月に起訴されたことを受け、平成18年3月の第1回高松市議会定例会で、高松市社会福祉施設整備等審査会における施設選定に関する事項および社会福祉法人燦々会に対する補助金（高松さんさん荘に限る。）の交付に関する事項を調査するため、「社会福祉法人燦々会の高松さんさん荘問題調査特別委員会」の設置に関する決議案が提出され、全会一致により、その設置が決定された。

同委員会は、平成18年3月の第1回開催以降、同年8月まで合計9回にわたり開催され、この間、同委員会の調査のため請求された資料を提出したものである。

- (1) 高松市社会福祉施設整備等審査会の議事録の整備計画の審査に関する議事内容及びその添付書類、整備計画条件満足度総括表の摘要欄、整備計画評価表の評価の視点の評価点について

本件対象文書である当審査会の議事録のうち、整備計画の審査に関する議事内容には、当該年度の国庫補助協議の対象施設の選定に当たり、各整備計画の概要、採点結果及び、その理由に係る担当課の説明に始まり、当該説明に対する委員の質疑と、それに対する応答を経て、各整備計画に対する当審査会の評価が決定するまでの一連の議事の過程が詳細に記載されている。

また、議事録には各整備計画の概要及び採点の根拠をまとめた資料が添付され、担当課及び委員が評価項目に沿って率直に発言した各整備計画に対する意見、気づいた点、疑問点、批評等をありのままに記載している。

これらは合議体である当審査会の意思形成の過程における議論に過ぎず、必ずしもすべての評価項目ごとに発言がなされるものでもなく、発言がなされた場合であっても、内容の的確性にも差異が認められ、何ら統一的なものではなく、時には整備計画者や整備計画の内容について相当厳しい表現が記載されている場合もある。

協議対象施設の妥当性、国が示す協議基準との整合性に係る審査の精度を高めるためには、上記のように委員等が自由に発言し、活発に議論することが許される状況が前提となっているところ、議事内容が

公開されると、発言の内容における表面的な不的確さや表現上の不適切さ等を指摘し、評価の妥当性・客観性について、いわれのない非難等がなされるおそれが生じる。そのような事態が起きた場合、委員の着想や自由な意見が発言されなくなり、適正な評価に支障が生じることが十分に予想される。

また、当審査会の評価については、整備計画者は、本人の審査成績の通知を申請することが可能であり、その場合、整備計画者本人の合計点及び評価項目ごとの評価点が通知されることとなる。また、整備計画評価表に対して公開請求があった場合、選定された整備計画の整備計画者名、整備計画地及び施設名並びに整備計画ごとの総合評価点、及び評価項目ごとの評価点が公開されることとなる。

これらに加えて、議事録の添付書類、整備計画条件満足度総括表のうち、摘要欄及び整備計画評価表のうち、評価の視点の評価点が公開されると、当審査会の評価傾向が明らかとなり、その結果、採点に対する質問や苦情、誹謗中傷等が生じうると予想される。整備計画の採点は、可能な限り一律の評価基準を設けて行っているものの、採点者の主観的判断に委ねざるを得ない項目もある。それゆえ当審査会においては、担当部局外の委員も含めた合議制をとっているところであるが、専門的見地から当審査会が行う総合的な判断が、評価の視点や専門的な見解を必ずしも持ち合わせていない第三者を完全に納得させることができるとは限らず、その対応には相当な困難が予想される。

このような評価に対する苦情・誹謗中傷等が審査会に向けられた場合、評価あるいは評価項目自体が、主観的判断を排除し、質問や苦情に対して回答しやすい機械的なものに偏っていくことが十分に予想され、合議制により整備計画を評価しようとする目的が十分に達成できないおそれがある。

よって、当審査会における審査の適正な事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの（条例7条5号）に該当し、非公開が相当である。

（２） 整備計画評価表の採点の根拠（特別養護老人ホーム）について

当該情報は、今後も継続される事務である高松市社会福祉施設整備等審査会の審査と不可分であり、選定に係る審査の過程に関する情報が公になると、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

よって、条例７条５号に該当し非公開が相当である。

(３) 不採択となった整備計画者に関する情報について

本件対象文書である高松市社会福祉施設整備等審査会議事録には、募集結果の一覧、整備計画の概要等が資料として添付されているほか、整備計画の審査に関する議事内容には、整備計画者の名称や整備計画地、施設名などの整備計画に関する情報が記載されている。

施設整備に関しては、「社会福祉法人の認可等の適正化並びに社会福祉法人及び社会福祉施設に対する指導監督の徹底について」（平成１３年７月２３日付雇児発第４８８号・社援発第１２７５号・老発第２７４号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長ほか２局長連名通知）において、国庫補助協議を行う施設の設置主体の名称及び施設名称、施設種別、定員、工事区分等の事業計画について公表するとの定めがあり、既に明らかにしているこれらの情報については開示することとした。しかしながら、国庫補助協議の対象として選定されなかった整備計画については、公表するとの定めはなく、これまで国庫補助協議の対象として選定されなかった整備計画については公表していない。

国庫補助協議の対象として選定されなかった整備計画が公開され、不採択の事実が明らかになった場合、当該法人等の社会的信用や、名誉を傷つけることが予想され、当該法人の正当な利益を害するおそれがある。

また、整備計画には施設の構造規模を初め、資金計画、法人の財務状況、職員の採用計画等の施設整備事業に関する法人の計画が詳細に記載されている。これらは通常、当該法人の内部において管理され、これらの情報についてどの範囲で誰に対して明らかにするかは、当該法人がみずから選択できるものであるところ、当該整備計画は、

国庫補助協議の対象の選定という一定の目的の範囲において提出されたものであり、結果的に不採択となった法人等に関してまでも、これらの情報が明らかにされることを当該法人等が了解していたとは到底言い得ないことから、これらの情報を当該法人等の意思とは無関係に明らかにすれば、当該法人の自主的な運営に支障を及ぼすと認められる。

よって、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの（条例 7 条 2 号）に該当し、非公開が相当である。

（４） 地元住民の同意の状況中の法人の交渉内容に関するものについて

当該情報は通常、当該法人の内部において管理され、どの範囲で誰に対して明らかにするかは、当該法人がみずから選択できるものであり、これらの情報を当該法人の意思とは無関係に明らかにすれば、当該法人の自主的な運営に支障を及ぼすと認められる。

よって、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの（条例 7 条 2 号）に該当し、非公開が相当である。

（５） 団体代表者・団体役員・贈与予定者および地域住民の印影について

印影については、公表すべき合理的理由及び必要性はなく、かえって偽造等の不正利用につながるおそれもないとはいえないことから、これを公開することは、当人の正当な利益を害するおそれがある。

よって、条例 7 条 1 号及び 2 号に該当し非公開が相当である。

（６） 個人の氏名・住所・年齢・職歴・社会福祉関係歴・他法人の役員の兼務状況、贈与予定者の残高証明書・印鑑登録証明書・所得証明書および整備計画地周辺住民の同意書（署名簿）について

これらは、個人情報であり、特定の個人を識別することができることから、条例 7 条 1 号に該当し非公開が相当である。

（７） 定款について

当該法人の経営方針、経理及び人事内部管理に関する情報であり、これらの情報の公開については、当該法人がみずから選択できるも

のであり、当該法人の意思とは無関係に明らかにすれば、当該法人の自主的な運営に支障を及ぼすおそれがある。

よって、条例 7 条 2 号に該当し非公開が相当である。

(8) 法人の金融機関残高証明書および金融機関情報について

これらは、法人の内部管理情報であり、これを公開することは当該法人等の正当な利益を害するおそれがある。

よって、条例 7 条 2 号に該当し非公開が相当である。

(9) 押収品目録交付書作成者の所属・職氏名および印影について

刑事訴訟法第 5 3 条の 2 において、訴訟に関する書類及び押収物については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成 1 1 年法律第 4 2 号）（以下「情報公開法」という。）の規定は適用しない旨規定している。これは、訴訟に関する書類及び押収物については、刑事司法手続きの一環である捜査・公判の過程において作成・取得されたものであるが、捜査・公判に関する国の活動の適正確保は、司法機関である裁判所により図られるべきであることが主な理由である。本件においては、事件の重要性から、どのような書類が押収されたかを市民に説明する必要があると判断し、そのリストについては公開した。しかしながら、その作成者の所属・職氏名及び印影については、前記の法の趣旨から、公開により事務事業に支障をきたすことを理由に非公開とした。また、香川県情報公開条例施行規則（香川県公安委員会規則）では、公開すると権利利益を不当に害するおそれがあるとして、警部補以下の階級にある警察官の職氏名を公開しないことと規定している。

よって、公開することにより今後の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの（条例 7 条 5 号）に該当することはもとより、作成者が警部補以下の階級にあたる警察官であれば、法令等の定めるところにより公にすることができない情報（同条 6 号）に該当し、非公開が相当である。

(1 0) 押収品目録交付書に添付されている任意提出書に署名・捺印した市職員の住所・電話番号・年齢・印影および拇印ならびに所有権放棄

書に署名・捺印した市職員の住所・印影および拇印について

これらは、個人情報であり、公開すると当該個人の権利利益を不当に害するおそれがある。

よって、条例 7 条 1 号に該当し非公開が相当である。

- (1 1) 押収品目録交付書中の元助役名義の金融機関情報・証券・会員証等、同人以外の個人の氏名及び金融機関情報について

個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため、また、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあることから、条例 7 条 1 号に該当し非公開が相当である。

- (1 2) 押収品目録の品名欄に記載されている番号 6 及び 1 7 0 ファイル名について

長寿社会対策課（現在、長寿福祉課）内部における老人福祉施設整備に関する検討及び協議に関する情報であって、公にすることにより、特定の者に不当の利益を与え、もしくは不利益を及ぼすおそれがある。

よって、条例 7 条 4 号に該当し非公開が相当である。

- (1 3) 平成 1 2 ・ 1 3 年度の社会福祉施設整備計画書「高松さんさん荘」について

これらは、評価に関する情報であり、公にすることにより、法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。

よって、条例 7 条 2 号に該当し非公開が相当である。

- (1 4) 平成 1 8 年 3 月 2 2 日の「社会福祉法人燦々会の高松さんさん荘問題調査特別委員会」の会議を収録した録音テープ、同年 4 月 1 3 日の同委員会の会議を収録した録音テープ、ビデオテープについて

平成 1 8 年 3 月 2 2 日の同委員会の会議を収録した録音テープについては録音しておらず、同年 4 月 1 3 日の同委員会の会議を収録した録音テープについては処分している。さらに、ビデオテープについては撮影・記録していない。

よって、対象となる行政文書は保有しておらず、当該決定のとおり非公開（不存在）が相当である

5 審査会の判断（却下相当内容除く。）

当審査会は、実施機関の非公開理由および異議申立人の異議申立理由を条例に照らして慎重に審査した結果、次のとおり判断する。

本件の決定は全部公開，一部公開および非公開（行政文書不存在を含む。）であり，対象行政文書は別表１のとおりである。以下，一部公開および非公開の決定理由について検討する。

（１） 団体代表者，団体役員，贈与予定者，施設職員，業者担当者および地域住民の印影について

印影については，公表すべき合理的理由および必要性は無く，かえって偽造等の不正利用につながるおそれもないとは言えず，公にすることにより当人の正当な利益を害するおそれがあるため，条例７条１号および２号に該当するものとして，実施機関が非公開とした処分は相当である。

（２） 個人に関する情報について（内訳については別表１のとおり）

これらの情報については，特定の個人を識別できる情報，または，公開されることにより当該個人の権利利益を害するおそれがあるとして，実施機関が非公開とした処分は相当である。

（３） 定款について

法人の定款について，会社法（平成１７年法律第８６号）３１条２項は，株主および債権者にのみ原本の閲覧および謄本の交付請求権を認めており，定款が広く公表されているものではないことが認められる。このことから，定款については法人の内部管理情報と言うべきであり，公開することにより，当該法人の正当な利益を害するおそれがあるものと考えられる。よって，条例７条２号に該当することから，非公開が相当である。

（４） 法人の金融機関残高証明書，金融機関情報および整備予定地地元住民との交渉内容に関するものについて

これらの情報は，法人の内部管理情報または法人の取引にかかわる情報であり，不特定多数の者に公開されることは想定されておらず，公にすることにより，条例７条２号に規定する当該法人等の権利，競

争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため非公開相当である。

- (5) 不採択となった整備計画者に関する情報（平成12・13年度 社会福祉施設整備計画書「高松さんさん荘」含む。）について

社会福祉施設整備計画書「高松さんさん荘」は法人が社会福祉施設整備の応募をし、不採択となった年度の整備案件の書類であり、公開請求時点で法人は社会福祉事業を既に経営しており、不採択となった案件の詳細が公になると法人の競争上の地位を害するおそれがある。

また、他の不採択となった事業者についても社会福祉事業等を既に経営する者が含まれており、新たな社会福祉事業等経営の応募案件が不採択となったことが公になると事業者の競争上の地位を害するおそれがあることから非公開相当である。

- (6) 高松市社会福祉施設整備等審査会の議事録のうち整備計画の審査に関する議事内容、議事に係る添付書類、整備計画条件満足度総括表のうち摘要欄、整備計画評価表の採点の根拠（特別養護老人ホーム）、整備計画評価表のうち評価の視点の評価点について

議事内容および「満足度総括表の摘要欄」には、それぞれの事業者の評価内容および委員の率直な意見が記載されており、議事録の添付書類はその評価の基となる書類である。また、「採点の根拠」には審査項目（評価の視点）におけるそれぞれの事業者の評価内容が記載されており、その評価内容に基づき評価点が付されている。整備計画評価表のうち評価の視点の評価点は審査項目（評価の視点）の評価内容に基づき、当該審査会にて審査され確定したものである。整備事業選定審査は継続される事業であり、評価の詳細や付点との関連性が公開されると、当該事務事業に支障を及ぼすおそれがあるとして実施機関が非公開とした処分は相当である。

- (7) 押収品目録交付書（任意提出書および所有権放棄書含む。）について

刑事訴訟法53条の2（「訴訟に関する書類及び押収物については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律の規定は適用しない。」）

において、訴訟に関する書類及び押収物については、情報公開法の規定は適用しない旨規定している。これは、訴訟に関する書類及び押収物については、刑事司法手続きの一環である捜査・公判の過程において作成・取得されたものであり、その適正確保は、司法機関である裁判所により図られるべきであることが理由である。

本件対象行政文書は、特定個人の被疑事件の捜査過程において刑事訴訟法の規定に基づき実施機関に交付された押収品目録交付書およびそれに添付されていた任意提出書（写し）と所有権放棄書（写し）であり、被疑事件に関し作成されたこれらの文書は、通常、裁判所に提出される押収調書の記載事項と同一の内容が記載されているものである。よって、該当文書は同法同条に定める「訴訟に関する書類及び押収物」に該当する。

「訴訟に関する書類及び押収物」は、総務省行政管理局編の「詳細情報公開法」によると、①刑事司法手続きの一環である捜査・公判の過程において作成・取得されたものであるが、捜査・公判に関する国の活動の適正確保は、司法機関である裁判所により図られるべきであること、②刑事訴訟法４７条により、公判開廷前における訴訟に関する書類の公開を原則として禁止する一方、被告事件終結後においては、同法５３条及び刑事確定訴訟記録法により一定の場合を除いて何人にも訴訟記録の閲覧を認め、その閲覧を拒否された場合の不服申立てにつき準抗告の手続によることとされるなど、これらの書類等は、刑事訴訟法（４０条、４７条、５３条、２９９条等）および刑事確定訴訟記録法により、その取扱い、開示・不開示の要件、開示手続等が自己完結的に定められていること、③刑事確定訴訟記録法によりその取扱いが定められているものであり、これらの書類及び押収物は、典型的に秘密性が高く、その大部分が個人に関する情報であるとともに、開示により犯罪捜査、公訴の維持その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれが大きいものであることから、情報公開法の適用除外としている。

ところで、憲法９４条および地方自治法１４条により、条例は法律の範囲内で制定することとなっており、情報公開法４１条の規定「地方公

共団体は、この法律の趣旨にのっとり、その保有する情報の公開に関し必要な施策を策定し、及びこれを実施するよう努めなければならない。」との規定もあわせて考慮すると、条例の解釈・適用については、情報公開法の解釈・適用の範囲内においてなされるべきである。従って、刑事訴訟法 53 条の 2 が、前記の理由から、「訴訟に関する書類及び押収物」について情報公開法の不適用を定めている以上、条例の適用についても、その適用を認めないのが法の趣旨であると考えることが合理的である。

以上のことから、条例 7 条 6 号に規定する「法令等の定めるところにより公にすることができないとされる情報」に該当するため、実施機関が非公開とした処分は、相当である。

(8) 行政文書不存在の可否について

「社会福祉法人燦々会の高松さんさん荘問題調査特別委員会」の平成 18 年 3 月 22 日の会議を収録した録音テープについては録音しておらず、当時この運用は議会における他の委員会についても同じであった。

同年 4 月 13 日の同委員会については、同日の委員会の決議により会議を録音テープに収録したが、録音テープについては、「高松市議会録音機使用内規」の規定に基づき、会議録作成後処分している。

さらに、ビデオテープについては撮影・記録していない。

これらのことから行政文書不存在とした実施機関の決定に不合理な点はない。

よって、当審査会は、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

[別表 1]

【公開】

請求内容	対象行政文書
2 - (1)	平成18年4月13日特別委員会資料 平成18年5月8日特別委員会資料 ・特別養護老人ホームに係る事務処理チャート ・施設整備に係る事務の根拠法令等（平成14年度当時） ・特別養護老人ホーム「高松さんさん荘」採択・補助経過 ・平成14年度（追加分）及び平成15年度社会福祉施設等施設（設備）整備費協議予定額調について ・平成14年度（追加分）及び平成15年度社会福祉施設等施設（設備）整備費協議予定額調に対する回答について ・「特養ホーム待機者774人」（高松市：193人）平成14年7月29日付四国新聞記事等 ・老人福祉施設整備計画審査・審査会選定スケジュール（平成14年度） ・平成14年度社会福祉施設等施設整備に係る追加協議について ・平成14年度社会福祉施設等施設整備の内示について（平成15年2月21日） ・「高松さんさん荘」法定補助金（国・中核市補助）および市単独補助金算定表 ・特別養護老人ホームに係る平成14・15年度施設整備費国庫補助協議の申請の採択について ・記録の提出について ・社会福祉法人燦々会の高松さんさん荘問題に係る提出書類一覧表 ・高松市社会福祉施設整備等審査会名簿（平成14年7月1日現在） ・高松市社会福祉施設整備等審査会に係る書類一覧
2 - (2)	・平成18年3月22日の社会福祉法人燦々会の高松さんさん荘問題調査特別委員会日誌 ・平成18年4月13日の特別委員会記録 ・平成18年5月8日の特別委員会の会議を収録した録音テープ

【一部公開】

請求内容	対象行政文書
2 - (1)	平成18年5月8日特別委員会資料 - 平成14年度社会福祉施設整備計画書 「高松さんさん荘」(福)燦々会 - 高松さんさん荘に係る補助金支出関係綴(事務)(国庫補助協議)(設計・工事)
【非公開情報】 - 団体代表者，団体役員，贈与予定者，施設職員，業者担当者および地域住民の印影 - 定款 - 法人の金融機関残高証明書および金融機関情報 個人に関する情報 - 個人の氏名 土地寄付予定者，借地先予定者，贈与予定者，施設建設に同意した隣接地権者，施設長予定者，地元住民説明会出席者，施設職員採用予定者，施設職員，業者担当者 - 個人の住所 法人役員・評議員，贈与予定者，施設建設に同意した者，借地先予定者 - 個人の年齢・職歴 - 役員・評議員の社会福祉関係歴，他法人の役員の兼務状況 - 贈与予定者の残高証明書・印鑑登録証明書および所得証明書 - 整備計画地周辺住民の同意書(個人の住所・氏名記載)	

請求内容	対象行政文書
2 - (1)	- 平成14年度高松市社会福祉施設整備等審査会の議事録(平成14年11月19日・20日・29日，12月25日，平成15年1月10日開催) - 社会福祉施設整備等に係る国庫補助協議を行う整備計画の内定について
【非公開情報】 - 高松市社会福祉施設整備等審査会の議事録のうち整備計画の審査に関する議事内容，議事に係る添付書類，整備計画条件満足度総括表のうち摘要欄，整備計画評価表のうち評価の視点の評価点 - 不採択となった整備計画者に関する情報 - 法人の整備予定地地元住民との交渉内容に関するもの 個人に関する情報 - 個人の氏名 土地寄付予定者，施設職員，施設長予定者，借地先予定者，整備予定地地元住民 - 理事長・施設長予定者の年齢，施設長予定者の職業，個人の住所	

請求内容	対象行政文書
2 - (1)	押収品目録交付書
【非公開情報】 ・押収品目録交付書に添付されている任意提出書に署名・捺印した市職員の住所・電話番号・年齢・印影および拇印ならびに所有権放棄書に署名・捺印した市職員の住所・印影および拇印 ・押収品目録交付書作成者の所属，職氏名および印影 ・元助役名義の金融機関情報・証券・会員証等，同人以外の個人の氏名及び金融機関情報 ・押収品目録の品名欄に記載されている番号6および番号170のファイル名	

【非公開】

請求内容	対象行政文書
2 - (1)	平成18年5月8日特別委員会資料 ・整備計画評価表の採点の根拠（平成14年度分） ・平成12・13年度 社会福祉施設整備計画書 「高松さんさん荘」（福）燦々会

【非公開（行政文書不存在）】

請求内容	2 - (2)
	・平成18年3月22日の社会福祉法人燦々会の高松さんさん荘問題調査特別委員会の会議を収録した録音テープ ・同年4月13日の同委員会の会議を収録した録音テープ ・同委員会の会議を収録したビデオテープ

6 審査処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成18年6月1日	諮問書受付
平成20年12月24日	実施機関からの非公開理由書受付
平成21年2月23日	実施機関の非公開理由および争点の審査
平成21年5月11日	答申案審査
平成21年5月19日	答申